

令和2年 第13回  
教育委員会臨時会会議録

令和2年5月7日（木）

港区教育委員会

日 時 令和2年5月7日(木) 午後1時30分 開会

場 所 テレビ会議

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	村 山 正 一
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学務課長	佐々木 貴 浩
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書記」	教育総務係長	佐 京 良 江
------	--------	---------

## 「議題等」

## 日程第1 教育長の臨時代理に伴う報告事項

- 1 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う区有施設及び事業の臨時休館・休止にかかる適用期間の延長について

## 日程第2 報告事項

- 1 郵送図書サービス（無料）の実施について
- 2 学校給食関係事業者への支援について
- 3 GIGAスクール構想の実現に向けたタブレット端末活用の推進について
- 4 幼稚園、小中学校における教育活動（5月11日以降の対応）について（案）

## 日程第1 教育長の臨時代理に伴う報告事項

### 1 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う区有施設及び事業の臨時休館・休止にかかる適用期間の延長について

○教育長室長 教育長の臨時代理に伴う報告事項1「新型コロナウイルス感染症の対応に伴う区有施設及び事業の臨時休館・休止にかかる適用期間の延長について」報告いたします。臨時代理報告資料No.1をご覧ください。

新型コロナウイルス感染の深刻な状況が続いているなか、国の緊急事態宣言等の期間延長は発表されていませんが、区民が利用する施設等の臨時休館、休止について早めに周知する必要があることから、区有施設・事業の休館、休止期間を5月6日から5月31日までとすることを、港区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項に基づき教育長が臨時代理し処理しましたので報告いたします。

別紙をご覧ください。1 休館の対象施設は、生涯学習センター、スポーツセンターなど記載のとおりです。2 休止の事業は学校施設開放事業、放課後児童育成事業です。3 休館・休止の期間は5月6日までを5月31日まで延長します。4 周知方法は、区ホームページ以下記載のとおりです。

資料 No. 1 にお戻りください。2 処理日は令和2年4月28日です。報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

## 日程第2 報告事項

### 1 郵送図書サービス（無料）の実施について

○図書文化財課長 ……図書館では、新規予約の受付を停止しております。5月25日ごろ、新規予約の受付を開始する予定でございます。新規予約図書の郵送サービスの対象は、図書館利用者カードを持っている方のうち、港区内在住者に限ります。

項番の2【実施期間】です。5月25日から、図書館臨時休館中までの間です。臨時休館前に予約した図書の郵送作業が終了してから実施しますので、作業の進行次第では、開始日を前倒しいたします。郵送サービスは補正予算の範囲内で対応いたします。約1万人分を想定しております。

項番3【申込方法】から項番の6【留意事項】までは、先程の場合と同様です。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明は終わりました。ちょっとご質問の前に、私の方から補足をさせていただきます。本日の臨時会の次第を見ていただきたいのですけれども、よろしいですか。

日程第2の報告事項、今説明がありました1番「郵送図書サービス（無料）の実施について」、それから報告事項2番「学校給食関係事業者への支援について」並びに報告事項の3番「GIGAスクール構想の実現に向けたタブレット端末活用の推進について」、以上3点につきましては、予算が伴うものです。

先程、5月13日と説明がありましたけれども、5月12日の日に……。

○山内委員 すみません、教育長のマイクがミュートとなっておりますので、ミュートを解除して

ください。

○教育長 ではすみません、大丈夫でしょうか。

○山内委員 大丈夫です。

○教育長 臨時会の次第を御覧ください。日程第2の報告事項の1番、2番、3番。これから2番、3番は説明がありますけれども、ただいま説明がありました1番、2番、3番につきましては、予算が伴うものでございます。5月12日、区議会の臨時会を開催いたしまして、そこで議決を経た後、これらの事業が執行されるという予定になっておりますので、併せてご説明を申し上げたところでございます。

それでは報告事項の1、今説明がありました「郵送図書サービス（無料）の実施について」ご質問をお願いいたします。

○田谷委員 ステイホームの体制に関して大変素晴らしい取組だと思います。返却はブックポストということでよろしいかと思えます。それとちなみに、これで5月12日に議会に計上する予算はおいくらぐらいで予定しているのか。もしお聞かせいただければうれしく思います。

○図書文化財課長 予算ということでございますが、概ね1,700万円を予定しております。

○田谷委員 どうもありがとうございます。本当にステイホームのためにも、ぜひともそこは実現していただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

○山内委員 私も同様に進めていただきたいと思えますが、もう一つ、併せて……港区の小学校、中学校の教育への支援……（聴取不能）……支援していく。ですから、そのためにも……（聴取不能）……にはなるということ、……につないでもらいたいと思えますので、……によってはもっと早い段階で伝えるということですが……。

○教育長 どうですか。

○図書文化財課長 このような生徒・児童への支援、教育への支援というご指摘を頂きました。学校の方とも連携をいたしまして、この取組をぜひ活用して対応していきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○教育長 山内先生、よろしいですか。

○山内委員 今後ぜひ学校と連携してやっていただければと思います。……25日以降については、学校の方にも話し……、もう少し……して学校と……。

○教育長 関連して私の方から。学校図書館、これも今、休業に学校がなっているので、利用できない状況にあるので、ここも一つ考えていかなければいけないかなと思えますので、その辺はどうですか。

○教育指導担当課長 今、学校図書館は閉めて、居場所づくりで中心に使っています。

なので、今の図書文化財課の取組を学校を通じて保護者、子どもたちに伝わるようなことも考えていきたいと思えますし、あとは学校図書館についてもちょっと図書館と連携してどういうふうに行っているかということとか、あと子どもたちの貸出しというのは、なかなか今はまだ難しいの

かなと思うのですが、課題を取りに来たり、渡したりするときに短時間、3密にならないようにやれないかということも検討していかなくてはいけないかなと思っているところです。

以上です。

○教育長 お願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

田谷委員、お願いします。

○田谷委員 コロナウイルスということで、その辺の対策はどのようなのでしょうか、本に対する。

○図書文化財課長 図書、本自体にコロナウイルスが付着している可能性という、そういうご指摘だと思います。

今、ほかの自治体の保健所、いくつもの保健所の方の見解として、コロナウイルスは乾燥に弱いということで、24時間本を置いておけば、ウイルスは概ね消えているというように聞いておりますので、郵送サービスの場合、24時間以上の時間をおいてお手元に届くということになりますので、本を介してのウイルスの感染ということは、おそらく考えられないと思っております。

ただ、念には念を入れまして、図書館の本を触った場合には、よく手を消毒、洗うようにということは、アナウンスをしていこうと思っております。よろしく願いいたします。

○田谷委員 おっしゃるとおり、よろしく願いいたします。私たちが外出しても、つつい物に触れてしまったりすると、手を必ず、消毒するようにする。そういうことを大事に、1枚でも何かを入れていただいて、……を広げても……と思えます。よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。山内委員、何かご意見ありますか。今の発表に。

○山内委員 そうですね、今の状況はしばらく……ということは……（聴取不能）……。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 2 学校給食関係事業者への支援について

○教育長 次に「学校給食関係事業者への支援について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項2になりますが、本日の資料ナンバー2を御覧いただければと思います。「学校給食関係事業者への支援について」でございます。

区立学校の臨時休業に伴い、影響を受けた学校給食関係事業者を支援するため、学校給食食材費相当額、3月分においてを補助する事業を新たに実施したいと考えております。

○教育長 山内先生、大丈夫ですか。

○学務課長 たぶん入ったと思います。済みませんでした。四角囲みのところまで説明をさせていただきました。

1番の「経緯および内容」ですけれども、国の全国一斉臨時休業の要請を受け、学校給食を休止したことに伴って影響を受けた給食関係事業者に対して、国の支援をしてほしいということで、色々な通知を通して来ております。そういった中で、区内の区の学校に対して納入をしている学校給食

関係事業者に対して、キャンセルした給食費とその食材費相当額を補助したいと考えてございます。国につきましては3月分を対象としておりますので、3月分のみを今回の事業に対して対象としてございます。

「区が負担する対象経費」についてですけれども、3月分の学校給食食材費相当分。3月分として発注を行ったものということで、昨年度の2月に発注を行って、キャンセルをした学校給食の食材費相当分にも及びます。

概算金額につきましては、記載のとおりで5,000万ぐらいになってございます。区の負担分は4分の1になってございますので、約1,250万余ということになってございます。国の規定等に基づきまして、予算の範囲内で各事業者と協議の上、補助金額を決定したいと考えてございます。

先程、教育長からもご説明がありましたとおり、今度の5月12日の臨時会において、議決を頂いた後、各事業者と協議を行って対応していきたいと考えてございます。

簡単ですけれども、説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

### 3 GIGAスクール構想の実現に向けたタブレット端末活用の推進について

○教育長 次に「GIGAスクール構想の実現に向けたタブレット端末活用の推進について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 聞こえますでしょうか。それでは、「GIGAスクール構想の実現に向けたタブレット端末活用の推進について」報告させていただきます。

資料のこちら、ナンバー3を御覧ください。「報告内容」です。新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休業が続いている小中学校において、GIGAスクール構想の実現を前倒しして、令和2年度中に児童・生徒に1人1台のタブレット端末の整備を行うことを報告いたします。

まず、分かりやすく、こちらのA3の資料はございますでしょうか。こちらを御覧ください。報告資料の3番の項番1、項番2、項番3をこちらのA3の資料を使ってご説明させていただきます。

まず、「GIGAスクール構想」というのがどういうものかということの説明させていただきます。A3の資料の水色の2つ目のところを御覧ください。上から2つ目のところです。

○教育長 ちょっと待って、カラー刷りではない。

○教育指導担当課長 違うのですか、すみません。

○—— データはカラーだと思う。

○教育指導担当課長 データはカラーなのですね、すみません。

では、四角の2つ目のところに「国のGIGAスクール構想（令和元年12月）」というところに、もともとの国のGIGAスクール構想について書いているので御覧ください。まず、国の方で、

令和5年までに1人1台のタブレット端末を教育ICT環境で実現するというを国の方でうたっておりました。

しかし、この右側を見ていただけますでしょうか。国の緊急事態宣言を踏まえた対応というところの「GIGAスクール構想の加速（令和2年4月）」というところです。この、学校の臨時休業中においてもICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保證できる環境を今年度中、令和2年度中に実現することを目指して、端末整備の前倒しをするというところで、構想が加速いたしました。

そして、上に戻っていただくと、加速した内容について書かせていただいています。まず、加速する前の「区の方針」のところでは、もともとの計画では令和2年度に小学校5、6年生、中学校1年生。令和3年度に中学校2年生、中学校3年生。令和4年度に小学校3年生、4年生。令和5年度に小学校1年生、2年生に1人1台のタブレット端末を整備するというような計画を立てておりました。これはあくまでも1人1台に配るのですが、家に持って帰るとかそういうのではなく、まず学校の中でどうやって授業に活用していくかということを検証するためにも、まず1人1台ということで配置する予定でした。

しかしながら、国の緊急事態宣言を踏まえて、GIGAスクール構想が加速してどうなったかという、右側の「新たな方針」というところを御覧ください。大きく四つありますが、（1）番目の通信基盤の整備については変更がございません。（2）番目の児童・生徒の端末整備の支援で、これ先程ちょっと言いましたが、令和2年度内に全生徒、全児童に整備を終える方針に変えました。それから（3）番、オンライン学習が可能となる環境を整備するために、今ちょうど明日付で締切りの調査を各家庭に取っているのですが、端末のないご家庭に端末を貸すこと。それから（4）番も、端末だけでは学習できないので、家にWi-Fiルータを貸与する。それから、通信費もこちらで支援するという方針をもって変えたというところです。

そして今回、この下の「区の具体的な取組（令和2年度）」というところを見ていただくと、すみません、項番1のところを見てください。学校の休業中における家庭への支援というところで、大きくもともと入れようと思っていた端末を入れるのですが、ここで別紙2というものを一緒に見ていただけますでしょうか。別紙2。

この（1）に入っている1,285台というのは、当初予算で、もともとのお台場学園のところ、小中一貫教育校のお台場学園と本区の場合はリースで端末を入れていますので、その端末が切れるもの、合わせて1,285台を入れるというのを前倒しをして、こちら先程言った、端末がないご家庭に先行で貸し出すというところに予算をつけようと考えています。

それから、こちらのすみません、A3の資料の2番に戻っていただいて、ここに（1）（2）（3）とあるのですが、全てに端末を整備するという形で書かせていただいています。それから右側に移らせていただいて、オンライン学習のための環境整備、Wi-Fiルータを貸し出すということと、あと（2）番に書かせていただいているのですが、月額5,000円を上限とした通信費の支援をいたします。これは都の補正予算の方で出していただけることになっているので、こちらで申し込

む形になります。

それから下の方に、臨時休校にも対応できるオンライン学習のコンテンツの支援やオンラインネットワークの強化ということをしていくというようなのが、GIGAスクール構想の実現に向けた計画と少し前倒しをした部分について、ちょっと分かりにくかったのですが、説明をさせていただきました。

では、本編に戻らせていただいて、2枚目の項番4を見てください。「整備する端末の比較検討」というところで、別紙の1、こちら「Windows 端末」「Chrome 端末」「iOS 端末」と書いた資料を御覧ください。

簡単に言いますと、Windows 端末とそのChrome 端末とiOS 端末を比べたときに、やはりこの保守の面とか、授業での活用の仕方。すぐに稼働するですとか、そういうことも踏まえて、iOS 端末、iPadを入れる方が港区に合っているのではないかとというところで、今回iOS 端末、iPadを入れていくような検討をしております。

項番5に行きます。「端末の整備の流れ」についてということで、別紙2を御覧ください。先程のこちらですね。こちらの図です。これは、もともと一番上に「11,656台」と書いてあるのですが、これは港区の子どもたちに入れる数、全部で1万1,656台入れるという数になっています。ただしこれは、昨年度の5月1日付の人数で申請することになっているので、その数になっています。そして、「754台」と書いてあるところを見ていただけますでしょうか。区の予算、モデル校端末。これは芝小学校と御成門中学校に実際にもう入っている、配備済みの端末の数です。この部分についてはもう配置しているということで、国の補助金等にはちょっと関係しないところなので外してあります。

そうすると、この「1/3」と「2/3」と書いてある数ですね。ここの部分について、追加でお金を入れていく形になっています。3,634台というのは全体の3分の1になるのですが、この分については、区の、市区町村の持ち出しで入れるようになっていて、この数が達成できた市区町村から国の方で予算を出していただいて、残りの3分の2の端末を入れることができるので、それが7,268台となります。これは国に今回入れていただきます。

そして、その下の方に書いてあるのですが、区の補正予算で児童端末、あと残りの分ですね。2,349台と「教員用端末(学級数分)」と書いてあるのですが、端末が壊れてしまったりとかしたときに、子どもたちに代わりに渡すので学級数分用意しているものと、あと先程1万1,656台のところは昨年度の数となっているので、今年度300人ぐらい増えているので、その分を足したものを補正予算として出させていただく形にしています。

最後です。本編の資料の項番6「経費」のところを見ていただけますでしょうか。すみません、大変分かりにくいのですが、当初予算でまず1,285台。項番6のところですね。タブレット端末を入れさせていただき、そしてタブレットの賃借料とその残りの設定費用を入れて、1億1,750万という形の予算で今回、補正予算を組みました。

それから、モバイルルータのところの賃借と通信費のところですね。この1,285台、環境が

整っていない方にお貸しする部分ですね。こちらの部分については、ちょっと流用という形になるのですが、区の方でまず流用させていただいて、都の方で払っていただくと。ただ、都の金額が括弧で書いてあって、ちょっと金額が違う分については、都は6カ月分しか支払ってくれないのですが、KDDIとJ:COMと今、港区の場合は契約をするのですが、J:COMの場合は7カ月からの契約でないとできないということで、1カ月分、うちの区で持ち出しをしているという形になっています。

すみません。説明が長くなりましたが、今回、このような形で補正予算を組ませていただきました。以上です。

○教育長 説明が終わりました。質問をお願いいたします。

○山内委員 特に今重要になっているこの5月の時期、あるいは6月に教育活動を奪回できるかということだと思うのですが、実質的にこれをその5月6月の対応に、実際に学校の側から見たときに、どの程度対応できるのか。学校としてはこういうものも活用しながら教育活動をする。どのくらいの時期から活動できるとお考えでいらっしゃるかを教えてください。

○教育指導担当課長 すみません、端末をこう1, 285台確保するのですが、なかなかこれだけの台数を一気に入れるというのは難しいのですが、調整をして入れられることには今はなっているのですが、どんなに早くても5月の終わりぐらいにしかちょっと貸出しができないのかなと今思っているところです。急いでやっちはいるのですが。

こちらを使って、以前にもご報告させていただいたのですが、学校の方から自分の学校の子どもたちへのYouTubeとか動画を出すということに加えて、次の報告のところでも報告させていただこうと思っていたのですが、各教科の「区教研」と言って、国語の専門の先生とか算数の専門の先生とか、そういった部会の方から授業の上手な先生を推薦していただいて授業動画をつくった上で、港区教育委員会のところからその動画を配信するというようなことを新たにやろうと思っています。

なので、その二本立てが、このタブレットを配備した上で見られるといいのかなとは思っているところです。

以上です。

○山内委員 ありがとうございます。なかなか難しい問題だと思いますけれども、ぜひとも工夫しながら試してみてください。

○教育指導担当課長 はい、ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○田谷委員 全ての教職員や子どもたちの使い勝手はどうなのでしょう。あるいは、そういう教育はどうなのでしょう。

○教育指導担当課長 先生たちへの教育ということですね。

○田谷委員 先生と生徒。生徒が使えないとしょうがないので。

○教育指導担当課長 本来ですと、そのGIGAスクール構想の中で、まずは学校の中で使えるよ

うになって、例えば家に持って帰っても使って、こんないい効果がある使い方ができるのだよねとやっていく予定だったのですが、なかなかそこまでできていません。急な対応でしたので。

なので、マニュアル等をしっかり作成して、使い方についてはこういうふうにするのだよということは、対応する方たちにはそれをお渡ししたいなとは思っています。以上です。

○田谷委員 先生方はまだしもとして、子どもたちに十分その使い方が分かるような、優しいマニュアルをつくっていただくとか。それからまた、教える方は分かっているものだと教える感じもあって、使い勝手が分からないというところが、なかなか難しい捉えどころではないかと思うので、その辺のところを十分考慮してあげるものをつくってもらおう。

また、その後のフォローを十分していただければ……と思います。よろしくをお願いします。

○教育指導担当課長 承知いたしました。そういうふうに努めてまいりたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

#### 4 幼稚園、小中学校における教育活動（5月11日以降の対応）について（案）

○教育長 次に「幼稚園、小中学校における教育活動（5月11日以降の対応）について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 それでは「幼稚園、小中学校における教育活動（5月11日以降の対応）について」ご報告をさせていただきます。

「報告内容」は、5月10日までの臨時休業としている幼稚園、小中学校について、5月11日以降の対応についてです。国の緊急事態宣言が延長されたこと及び東京都の緊急事態措置を踏まえて、幼稚園、小中学校の臨時休業を5月31日まで延長させていただきます。

項番1「これまでの経過」のところ、最後のパラグラフのところから前回の報告と変わっています。「さらに」というところです。「さらに」というところで「5月10日まで臨時休業を継続することとしました」というところが前回の報告から増えているところです。

項番2です。先程申し上げましたが、5月11日まで延長しましたので、5月11日月曜日から31日まで、引き続き臨時休業とさせていただきます。

では、1枚おめくりいただいて、(1)のところのポイントですね。臨時休業の継続に当たっての対応について、大きく4点書かせていただきました。国の緊急事態宣言の期間中は、幼稚園、小中学校を臨時休業といたしますが、今後も、国や東京都の対応を踏まえて適切に適宜、内容を見直すこともあります。

2番目です。ここでは、やはり小中学校は引き続き、児童・生徒に対してホームページ、電子メールまたは郵送により、日々の日課や課題を提示し、そして配付して児童・生徒の学習の機会の確保をすることはもとより、一日の生活のリズムをしっかりと保てるように、こちらで時間割等を示したりするなど、各学校間の差が開かないように、学校と協力してやっていきたいと思っています。

3番です。ここにも書いてあるのですが、電子メール等で、課題、今までどちらかという、こ

ちらで課題を出します、出したら出しっ放し、やりっ放しという形のことしかちょっとなかなか難しかったのですが、きちっと色々な形で集めさせていただいて、教員が評価をして、子どもたちにフィードバックをするような機会を設けていきたいと思っています。

4番が、臨時休業中の登校日というものは設定しません。これは登校日にしますと、出席云々となりますので、登校日というものは設定いたしません。

(2)です。「保護者等への周知スケジュール」です。これ、本日の流れになっていますが、今日正午には、もう保護者の方に緊急配信メールを出させていただくとともに、区のホームページに周知をいたしました。この後、教育委員会終了後、2時30分からプレス発表ということでさせていただく予定でございます。

おめくりいただいて「臨時休業の継続に当たっての対応」というところで、大きく4番まで書いてございますが、前回とよりちょっと変えたというか、大きく持ったところは、項番2のところを見ていただけますでしょうか。先程からちょっと繰り返しになるのですが、課題の提示やちゃんと確認して評価をするといったところ、それから項番2の(2)、これはちょっと新しい取組として、先程ちょっとお話しさせていただいたのですが区教研、教科の専門性のある先生たちと協働で授業ということで、「MINATO×TEACHERS CHANNELS」ということを新たに開設いたしまして、港区の教育委員会のホームページを通して、その動画を見られるような形を考えています。

それから(3)番の「まなびポケット」は引き続きということで、今日の朝の段階で3,600人が登録をしておりました。

最後、(4)番です。自宅でインターネットを活用した学習ができない子どもたちには、引き続き紙とかも配布していくのですが、こちらのルータの貸出し、タブレットの貸出しということを早く進めていきたいなというふうに思っているところです。

あとは、項番3の(1)で、スクールカウンセラーに悩みを相談したりするということは周知をしているのですが、これだけ臨時休業が続くと色々悩みを抱えているお子さんはたくさんいるのかなということで、再度周知をさせていただくような形で思っております。

すみません。以上でございます。長くなりました。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○田谷委員 今のご説明の中で「まなびポケット」、よろしいですかね。最後の3,600。

○教育指導担当課長 ぐらいです。

○田谷委員 それは、小中合わせてということですか。

○教育指導担当課長 合わせてです。

○田谷委員 そうすると、これはざっと30%ぐらいになりますか。

○教育指導担当課長 そうです。30%です。

○田谷委員 分かりました。

それから、郵送や電子メールで保護者へ伝えるというところなのですが、これ、ちなみに

電子メール率というのは、何%ぐらいなのでしょう。参考までに教えてください。

○教育指導担当課長 ちょっと正確な率は取っていないのですが、この間、中学校長会に行った際に、学校によっては「半分ぐらいの子どもがやっている」という学校もありましたが、「全然メール来ないよ」という学校もありました。緊急配信メールは95%登録できているので、送り届けたりとか通信するということは、95%以上の子はできる環境にはあるのですが、学校に直接質問が来たりとかというのは、学校によってちょっと差があるみたいです。

ちょっとそれは確認してみたいと思います。すみません。

○田谷委員 なかなかこの電子メール率という言い方がしているのかどうか分かりませんが、これが上がれば、色々な意味で経費の節約にもなるし、本日の会議も非常に安価でほとんど費用がかからないで、こういう会議ができるのは、時間的にも労力的にもいいと思うのです。

これをなかなか推奨するというのは難しいと思うけれども、なるべく多くのご家庭で採用していただきたいなと思います。

○教育指導担当課長 そうですね。承知いたしました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 一つこれに関して質問ですけれども、今なさっている学習指導については、休業中ということですから、先々授業時間にカウントすることはできないという認識でよろしいですか。

○教育指導担当課長 そのとおりです。

○山内委員 今後、もしこれがさらに長くなったりとか、あるいは再開できても分散して登校しないといけないとなったときに、こういうオンラインでの教育というものをどう必要時数、日数としてカウントできるように認めていくかということも非常に重要だなと思いますので、その点についてのお考えをお知らせください。

○教育指導担当課長 先生がおっしゃるとおりで、夏休みの短縮とか、そういうことも考えて、今ちょうど時間をこう計算して、どのぐらい足りないかということや、算出をしているところなのです。短くすることはもちろんあるかなとは思いますが、オンラインの授業で、そのタブレットとかも全部貸し出せて、そういった環境が整った段階で、やはり何回かのこの授業をしっかりと見てレポートを出せば授業時数にするとか、そういうこともちょっと考えていかなければなど事務局の方では検討は進めているところです。

以上です。

○山内委員 ありがとうございます。ある意味で、この1カ月にすることというのは、6月以降への準備という実情も一つ考えておく必要があるのではないかと私自身は思うのです。

おそらく今の状況であれば、6月には再開できるだろうと、私自身は実は少し楽観的に思うのです。少し理由を申し上げると、例えば、東京は全然一般人口の調査をしてないので、実は市中の感染者の状況がほとんど分からないのですけれども、ただ例えば、ある公的病院で別の病気の手術とか入院のために来た人に、全部PCR検査をやっているのですが、4月の真ん中は、実は7.5%陽性だったのです。つまり、ちょっと信頼区間を取ると、10人に1人ぐらいは市中で感染してい

る人がいるかもしれないという状況でした。つまり5人のミーティングを2回やると、そこで感染する可能性があるというような状況になっていましたが、それが随分下がってきて、4月の最後の2日間ぐらいは0%なのです。かなり市中での感染も落ち着いてきているのではないかと思います。

それから今、ニュースなどを見て分かる情報からも、市中での感染はかなり落ち着いて、ほぼ落ち着いてきていると思いますので、何とか6月に開校、また再開できるというなどは思います。ただいずれにしても最初は段階的にということもあるでしょうし、どういうふうこれから6月以降の授業に向けて準備していくか、5月の学習指導も、そういう6月への準備の時間として、そういう位置づけで丁寧になさっていく必要があるのではないかと私自身は思っているところです。

それからもう一点だけ加えさせてください。6月以降の段階で再開したときに、色々な意味で生徒たちがせっかく学校に戻ってきても、これができないあれができない、あれはだめだこれはだめだというような指導になる可能性がある訳です。それはちょっとあまりにかわいそうで、そうなったときに、生徒たちがこうだからこうしないといけないんだ、こういうことだからこういうふうに分かちも行動しなければならない。こうだからこういうことはするということに主体的に思えるように、考えられるような準備をしてあげる必要があると思うのです。

そういう意味では、今のうちに小学生低学年、高学年、中学生、そういう年代に応じた、ある意味で感染防御の教育のプログラムのようなものを、紙芝居のようなものをつくって、そういうものを最初に先生方が少しお話になる。逆にそういうことを丁寧にやっていると、保護者の方も学校の登校再開になったときに安心と思いますが、何かそういう新しい方法で、そういうものも積極的に今のうちに準備されてもいいのではないかと思います。こ

**○教育長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私の方から情報提供です。前回の教育委員会のときに申し上げたのですが、4月16日の夕方に中学校PTA連合会の方々の要望があり、実際にやり取りをさせていただきましたけれども、PTA会長とそれから前中P連の会長であった三浦さんが、相談員として、お見えになっていたのですが、そのPTAの方々が求めているものが、一つは、教科学習。内容というより生活のリズムをぜひつくってもらいたいと。

どうしても学校がないと起きる時間も遅いですし、そういったところでこのオンラインでのことを通じて、生活のリズムをつくってもらいたいということのお話と、それから、学校から各家庭の方にご連絡をするのですが、親止まりになってしまっただけ子どもとのやり取りができない。できるだけ親御さんとの話の後に、子どもとその子の担任、子どもと学校との間の連絡をちょっと取ってもらいたいということでのお話がありました。

併せて、色々な不安、悩みが子どもたちは持っていると思うので、新しい教育センターができましたので、教育センターへの相談ということも、周知はしているのですが、より徹底して、気軽に相談スタッフとか、教育センターというそのほかの施設に相談できるような周知を図っていくということがご趣旨でありました。

それらを踏まえて、今回のこの報告の4の中には、内容を盛り込んでいるつもりです。よろしく

お願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している報告事項は全て終了しましたが、委員、または説明員からそのほか何かありませんでしょうか。

○学務課長 それでは、学務課が実施しているその他の諮問策について追加でご説明をさせていただきますかと思えます。

2点ございまして、就学援助を実施している中で給食費を補助しておりますけれども、3月について給食がなくなった、中止になったということで、本来であれば給食費相当分を返還をしていただくということになりますが、生活保護と同様の取扱いをさせていただきます、この給食費相当分を昼食費として、そのまま支給をさせていただきますということを3月も実施をしております。引き続いて4月についても同様の取組をしていきたいと思っております。

2点目につきましては、これも3月から実施をさせていただいておりますところで、給食が中止されたことによってキャンセルできなかった給食食材費について、給食費の返還を保護者の方にさせていただきます。その返還に係る振込手数料であったり、食材費の部分につきましても、今回の4月にも発生をしておりますので、同様に負担を区が行うということで考えてございます。

以上が追加での報告となっております。よろしくお願いいたします。以上です。

○教育長 今回の報告について、何かありますでしょうか。よろしいですか。

ほかに委員の先生方、説明員から何かありますか。よろしいですか。

#### 「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を5月12日火曜日午前10時から開催の予定ですので、よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

(午後2時27分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕